

平成22年 1月25日

各部局等の長 殿

総合安全管理センター長
伊 澤 達 夫

保護メガネの着用義務について

日頃より研究室における安全管理及び事故防止に格段の御協力をいただきありがとうございます。

さて、危険・有害な場所や作業で適切な保護具を着用することは、労働安全衛生法や諸規則で義務付けられておりますが、本学では最近、化学物質を取り扱う作業中に保護メガネを着用していれば人的被害は防げたはずの事故が相次いで発生しております。

不幸にして事故に遭遇しても、保護具を着用していれば大事に至らない可能性が高くなります。保護具の着用は自分を守るための最後の砦とも言われており、確実に実行することが大切です。

つきましては、特に日頃指導にあたられる先生方におかれましては、学生が以下の実験・作業を行うときには必ず適切な保護メガネを着用することを義務付けてくださるよう、貴部局等所属職員に周知徹底いただきますようお願いいたします。

- 1) 化学物質・薬品を扱う実験や作業
- 2) レーザー、紫外線や赤外線が発生する実験や作業
- 3) 爆発、破裂又はガラスや陶器の器具が破損する可能性がある実験や作業
- 4) 粉じん又は切り屑がでる実験や作業（破碎・研磨・粉体の混練、工作機械の使用など）
- 5) 高温物又は低温物を扱う実験や作業
- 6) その他有害物が目に飛散する可能性のある実験や作業

参考：

【保護メガネの種類】

- ・メガネ型：普通のメガネの横にカバーがついており、横や斜めから眼への飛入を防止するタイプ
- ・オーバークラス型：通常のメガネを使用している上から着用できるタイプ
- ・ゴーグル型：気密性の高いものでは蒸気やガスにも対応できる眼を完全に覆うタイプ

また、レーザー用はクラス別に適正な保護メガネが決められていますので、必ず有効なものを選択してください。